# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する工事契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 岩手県食肉衛生検査所屋根改修工事
- (2) 工事場所 岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地 地内
- (3) 工事期間 30 日間
- (4) 工事概要 仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

次に揚げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日現在で、令和7・8年度岩手県県営建設工事入札参加資格者名簿の塗装工事に登録され、 盛岡広域振興局管内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく主たる営業所を有すること。
- (3) 公告の日から過去5年以内に元請として、同様の工事を行った実績を有すること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準 (以下「措置基準」という。) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団(同法同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

# 3 入札参加資格申請書等の提出

(1) 入札参加者は、参加資格者の確認に必要な書類として、次の書類を令和7年11月10日(月)午後5時までに13(4)の場所に各1部、提出しなければならない。 提出は持参に限ることとし、郵送又は電送によるものは認めない。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、説明をしなければならない。また、当該書類の補足、補正は、令和7年11月11日(火)午後5時まで認める。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1)

イ 工事実績調書(様式第2)及び関係書類

(2) (1) により提出された書類による入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行い、提出された書類を審査した結果、資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとし、審査の結果は令和7年11月12日(水)までにファクスで通知する。

#### 4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正はすることができない。

また、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

- (4) 入札書は、直接5の日時、場所に持参すること。郵便その他の方法による入札は認めない。
- 5 入札の日時及び場所

令和7年11月14日(金)午前10時 岩手県県民生活センター 大ホール

6 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))
- (3) あて名は「岩手県知事」とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名
- 7 入札保証金 免除
- 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により、定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3)(2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代って入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が発注者の指定する期日までに契約を締結しない時は、落札を取消すことがある。

#### 10 再度入札に関する事項

最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札しても落札者がいない場合も同様とする。

# 11 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する修繕工事に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、 当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札 者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者(県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

# 12 契約に関する事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

# 13 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書提出にあたり、受付へ申し出のうえ、必要に応じて現場を確認すること。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 入札等に関する照会先

岩手県環境生活部県民くらしの安全課 生活衛生担当 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号 電話番号 019-629-5360